

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・車両運搬具並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産－該当なし

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産－該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

① 法人独自の退職一時金制度における退職給付引当金

当法人は、給与規定に定める退職手当規定に基づき期末時の勤続期間に応じた要支給額から、下記②の退職給付引当金相当額を控除した残額を法人独自の退職給付引当金として負債に計上し、前期末残高からの増額を退職給付費用とすることとしている。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、掛け金累計額を退職給付引当資産に計上するとともに、同額を退職給付引当金に計上している。

- ・賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、同年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

- ・徴収不能引当金については、計上していない。

(4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩しについて

当法人は、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受ける場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩しを実施する。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

(1) 新たな会計基準の採用

当法人は、当年度より「社会福祉法人会計基準の制定について（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、最終改正平成 27 年 9 月 25 日雇児発 0925 第 1 号・社援発 0925 第 1 号・老発 0925 第 1 号、以下「会計基準」という。）」を採用することとした。

当該変更により、事業活動計算書の前年度欄には金額を記載していない。

当該変更に伴う前期末支払資金残高への影響はない。

(2) 賞与引当金の計上

当法人は賞与の計上にあたり、従来、支給時にその支払額をもって計上してきたが、当会計年度より決算後最初に支給する賞与の支払い予定額のうち当会計年度に帰属する期間に相当する金額を、賞与引当金として計上することに変更した。

当該変更により、従来の方法によった場合と比較して賞与引当金が 16,924,680 円増加し、経常増減差額と当期活動増減差額が同額減少している。

3 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員（注）に対し給与規定に定める退職手当規定に基づき退職一時金を支払うこととしている。なお、当法人は、当該退職一時金の支払い財源の一部として東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

（注）就業規則第3条に規定する常勤の職員

4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

拠点区分については、事業を一体として実施していることから、法人本部拠点一拠点とするものである。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

当法人の事業区分は社会福祉事業1つであるために省略している。

(3) 事業区分における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人の拠点区分は法人本部拠点1つであるために省略している。

(4) 法人本部拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(5) 法人本部拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(6) 法人本部拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(7) 法人本部拠点区分におけるサービス区分の内容

当法人では、拠点が1つのため、事業ごとの状況を把握するために、サービス区分の下にサービス細区分を設けている。

サービス区分	サービス細区分
法人運営事業	事務局機能 役員活動 感謝状贈呈 小規模作業所馬主助成事業 CSWフォーラム事業 活動計画推進 広報事業 地域福祉推進基金 成年後見制度利用促進基金

地域福祉事業	緊急支援事業 親子ふれあい助成事業 リボンサービス事業 ハンディキャブ運行事業 困りごと援助サービス事業 ふくし健康まつり コミュニティソーシャルワーク事業 地域福祉サポーター事業 生活困窮者自立支援促進事業 生活支援コーディネート事業 東日本大震災被災者支援事業 リフト付乗用自動車運行事業 高齢者元気あとおし事業 受験生チャレンジ支援事業
ボランティア活動推進事業	ボランティアセンター運営事業 推進PR事業
助成事業	
生活福祉資金貸付事業	
福祉サービス利用援助事業	福祉サービス権利擁護支援室 地域福祉権利擁護事業 法人後見・社会貢献型後見人活用事業
介護保険事業	高齢者訪問介護事業 居宅介護支援事業
障害者居宅介護事業	
歳末たすけあい運動事業	
公益事業	地域包括支援センター運営事業 ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 会計基準第3章第4(6)の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 会計基準第3章第4(4)の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩し額

該当する事項はない。

7 担保に供している資産

該当する事項はない。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	7,657,146	7,657,142	4
器具及び備品	6,819,084	6,213,172	605,912
権 利	599,872	0	599,872
合 計	15,076,102	13,870,314	1,205,788

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,928,355	0	10,928,355
未収金	0	0	0
合 計	10,928,355	0	10,928,355

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

	帳簿価額	当期末時価	評価損益
第 119 回 20 年国債	148,929,230	185,130,000	36,200,770
第 119 回 20 年国債	119,145,946	148,056,000	28,910,054
第 41 回 30 年国債	160,217,982	195,000,000	34,782,018
合 計	428,293,158	528,186,000	99,892,842

(注) 債権の期末時価については、取引金融機関から提示された価格による。

1 1 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

1 2 重要な偶発債務

該当する事項はない。

1 3 重要な後発事象

該当する事項はない。

1 4 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用関係

前払費用について、1 年基準により長期前払費用から支払資金の範囲である前払費用に振替えられた取引は該当がない。

(2) リース関係

ファイナンス・リース取引は該当がない。

(3) 退職給与積立金について

純資産の部の退職給与積立金について、退職給付引当資産及び退職給与引当金が既に積上げられていることから、取り崩すこととした。